

～みやこ町社会福祉協議会に寄付された個人の皆さまへ～

本会は福岡県より『税額控除対象法人』としての証明を受けております
 本会へのご寄付は、『税額控除』の対象となります

◇所得稅◇

- 対象となる方は…
 - ・ 所得稅を納めている方
 - ・ 本会に対して **2千円** を超える寄付をされた方が対象です。
- どのくらい減額できますか…

$(\text{寄付額} - 2\text{千円}) \times 40\%$

 を減額することができます。
 (注) 寄付額の上限は、総所得の40%まで
 (注) 控除額は、所得稅額の25%まで。
- 手続きは…
 - ・ 確定申告の際に、本会が発行した領收書の原本と「税額控除に係る証明書」(写)を提出して下さい。

◇住民稅◇

- 対象となる方は…
 - ・ 住民稅を納めている方
 - ・ 本会に対して **2千円** を超える寄付をされた方が対象です。
 (注) 福岡県外にお住まいの方は最寄りの自治体にお問い合わせ下さい。
- どのくらい減額できますか…

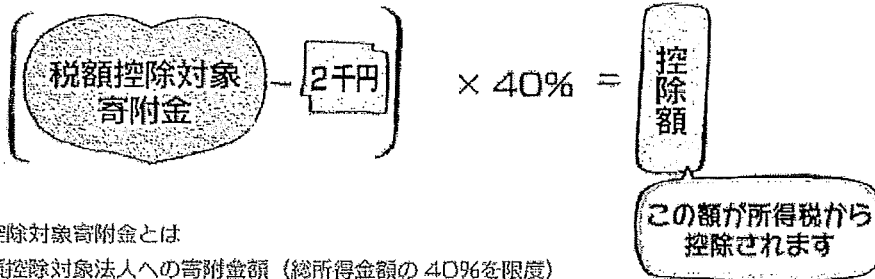
$(\text{寄付額} - 2\text{千円}) \times 10\%$

 を減額することができます。
 (注) 寄付額の上限は、総所得の30%まで
- 手続きは…
 - ・ 確定申告の際に、本会が発行した領收書の原本と「税額控除に係る証明書」(写)を提出して下さい。
 (注) 住民稅だけを減額したい場合には、町役場で簡単な手続きができます。

※ 寄付者は、支払った年分の所得控除として寄付金控除の適用を受けるか税額控除を受けるか有利な方を選択することができます。

① 寄附金額の40%相当額を所得稅額から控除

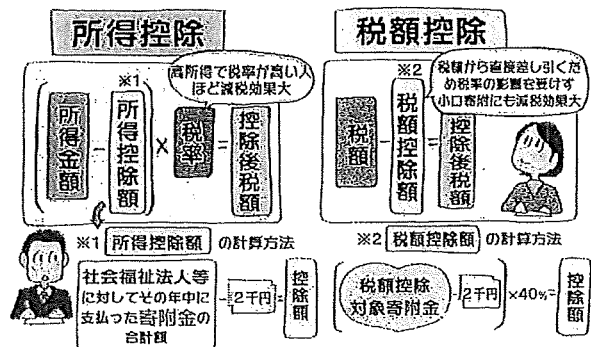
＜税額控除の計算式＞



※税額控除対象寄附金とは
 → 税額控除対象法人への寄附金額 (総所得金額の40%を限度)
 ※控除額は、所得稅額の25%を限度

② 所得控除と税額控除の違い

所得控除では、所得から所得控除額を差し引いた後に稅率をかけて稅額を算出します。これに対して税額控除では、稅率に関係なく稅額から稅額控除額を直接差し引きます。このため、小口の寄附にも減稅効果が大きく、所得控除に比較してほとんどの場合税額控除の方が減稅効果が大きくなります。

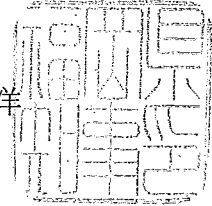




29福総第39号-2
平成29年6月8日

社会福祉法人
みやこ町社会福祉協議会
会長 日塚 忠 殿

福岡県知事 小川 洋



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成29年6月8日から平成34年6月7日まで